

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

(1) 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

(2) 提出年月日 令和8年5月22日

2 請求の要旨(原文のまま)

(1) 請求の対象となる執行機関

鹿児島県知事、鹿児島県選挙管理委員会

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為

現行の「鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」(以下「定数条例」という)に基づいて2027年春に執行される鹿児島県議会議員選挙に公金を支出すること。

(3) 違法とする理由

公職選挙法15条8項本文は「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない」と定めているが、定数条例は、志布志市・曾於郡区と西之表市・熊毛郡区との間において登録有権者数と選挙すべき議員の数が反比例している。定数条例附則4は2009年以来「当分の間」として西之表市・熊毛郡区の定数を2とすると定めているが、すでに17年を経て社会通念上「当分の間」は徒過している。よって、現行の定数条例附則4を有効として執行される県議選は違法であり、違法な県議選に公金を支出することも違法である。

(4) 県に生じる損害

2027年の鹿児島県議選の費用として、2026年度予算は1億8千万円を計上している。27年度予算は未定だが、前回23年度は7億7千万円の予算だった。違法な選挙によって再選挙となると同規模の公金を支出しなければならず、損害が生じる。

(5) 求める必要な措置

県知事が定数条例の改正議案を県議会に提出する。現行定数条例に基づく鹿児島県議選の執行に関し、公金の支出を差止める。

(6) 事実証明書

- ・選挙人名簿登録者数 2026年3月1日現在(県選管公表)
- ・鹿児島県議選選挙区一覧(請求者作成)

第2 監査委員の除斥

本件請求は、現行の「鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」(以下「議員定数等条例」という。)に関するものであることから、現行の議員定数等条例に基づく選挙により当選している県議会議員の中から選任されている宝来良治監査委員及び柳誠子監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、利害関係者として除斥した。

第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和8年5月29日に受理を決定した。

第4 監査の実施

1 請求人の陳述及び追加証拠の提出

請求人に対し、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年6月15日に機会を設けたところ、以下の陳述要旨及び追加証拠の提出並びに補足説明があった。

(1) 陳述要旨（原文のまま）

- ① 措置請求書には「登録有権者数」と記載したが、人口と読み替えて論旨に矛盾はない。
- ② 措置請求は定数を増やせとも減らせとも主張していない。念のため。
- ③ 定数条例は県議会が決めたものだが、合法であるとの主張立証責任は、一票の格差訴訟と同様に選管が負うべきである。（尚、県選管は令和5年5月22日に定数条例をめぐる異議申出を却下した）
- ④ 附則と「当分の間」について
 - ・ 県民のほとんどは、定数条例の附則で定数を1増やし、選挙区への配分を増減させている事実、当分の間と定めている事実を知らない。
 - ・ 附則、当分の間としてきた事実は、2009年の改正時から、いずれ改正しなければならないことが認識されていたことを示している。それを17年間放置してきたことは怠慢である。
- ⑤ 「特別の事情」について
 - ・ 県議会の「議員定数等検討委員会の検討結果報告」は西之表市・熊毛郡区に「特別の事情」を認め「引き続き、離島・過疎地への配慮として1人増する必要がある」と結論している。しかし、特別の事情として他の選挙区にも当てはまる事情や個別の政策課題を挙げており、公正とはいえない。例えば後述する志布志市・曾於郡区も過疎地である。
 - ・ 23年から西之表市・熊毛郡区選出議員2人が2代続けて県議会議長に就任した。定数1人増を継続していなければ、どちらかは議長に就けなかった。一般に議長経験は叙勲の格に影響する。以上の事実は「離島」という特別の事情が建前ではないかという疑念を抱かせる。
 - ・ 県民に対し「特別の事情」を適切に説明しているとはいえない。例えば前記報告は、陳述人が先月、議会事務局に問い合わせ初めて県議会のホームページに掲載された。
- ⑥ 逆転現象について
 - ・ 同区と志布志市・曾於郡区とを比べると、県内選挙区間で唯一、人口と定数が反比例している。一般に「逆転現象」と言われる。
 - ・ 千葉県議選についての令和7年最高裁判決は、条例改正によって逆転現象がなくなったことと一票の格差が縮小したことを選挙有効の理由に挙げている。鹿児島は現行定数条例のままでは逆転現象と格差拡大の両方を放置することになる。（尚、同判決は千葉県議会に一層の努力、工夫を望んでいる）

- ⑦ 県議会の議員定数等検討委員会が非公開では公正な定数・区割りを期待できない。非公開は地方自治法 115 条違反ではないか。同委員会を設置した議会運営委員会の発言録も公開されていない。
- ⑧ 知事は、県議会の定数・区割りについて問題を感じていないか。二元代表制の本旨に照らし、公正な定数・区割りを実現するために知事ができること、すべきことは何か。

尚、③～⑧については対象者に質したうえ、監査結果にかかわらず、監査意見を明示してほしい。

(2) 追加証拠

- ・ 議員定数等検討委員会の検討結果報告（1, 2, 5, 6 頁）
- ・ 選挙無効請求事件令和 7 年 1 月 28 日第三小法廷判決（1～4 頁）

(3) 補足説明

- ・ 陳述要旨⑤に関し、追加証拠として提出した「議員定数等検討委員会の検討結果報告」には、西之表市・熊毛郡区の個別の政策課題として世界自然遺産を活用した誘客促進等が書かれているが、他の選挙区にも当てはまることである。県内で 2 番目に議員 1 人当たりの面積が広いとも書いてあるが、では 1 番広いのはどこか当然疑問がわく。

議員定数等検討委員会の検討結果は 3 月議会で報告されているから、遅くとも 3 月には公開されていいはずのものが、6 月になってからホームページで公開されている。

選挙管理委員会については、定数や仕組みについての議論を県民に知らせようという熱意を感じない。

- ・ 陳述要旨⑥に関し、追加証拠として提出した「選挙無効請求事件令和 7 年 1 月 28 日第三小法廷判決」（千葉県議会議員選挙無効請求事件）において、都道府県議会の議員の選挙に関し、当該都道府県の住民が、その選挙権の投票価値においても平等に扱われるべきであることは、憲法の要求するところであり、また公職選挙法第 15 条第 8 項は、憲法の上記要請を受け都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であることを強く要求しているものと解されるとある。その上で、条例の定める定数配分が同項の規定に適合するかどうかについては、条例の定めるところが、選挙制度の下における裁量の合理的な行使として是認されるかどうかによって決せられるべきものと述べている。

2023 年の千葉県議選では、条例改正前の定数配分規定によると選挙区間の人口の最大較差は 1 対 3.06 で逆転現象が 3 通りであったところ、改正が行われ選挙区間の人口の最大較差は 1 対 2.69 となって、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差である 1 対 2.67 との差異はわずかなものとなり、逆転現象もみられないこととなったなどを踏まえ、適法であると結論づけている。

また、同判決では、裁判長が反対意見として「公職選挙法第 15 条第 8 項本文の人口比例原則は、『1 票の価値の平等』がデフォルトであり、これを公共の福祉により制約するためには、それが正当であることについて、立法者が説明責任を負う」「憲法第 92 条が定める地方自治の本旨の根幹をなす住民自治も投票価値の平等を要請すると考えられるから、地方選挙においては、国政選挙と比較して人口比例原則を緩和して、地域代表の性格をより強く反映させてよいということには当然ならない」「したがって、選挙無効確認訴訟においては、本来平等であ

る1票の価値を制約することの合理性についての主張・立証責任を被告である選挙管理委員会が負うべきことは、国政選挙でも地方選挙でも変わりはない」「千葉県議会においては、観光都市としての重要な地域であることを『特別の事情』として定数を上乗せしているが、同県最大の観光都市である浦安市の選挙区の議員定数が人口比定数よりも少ないこととされていることの説明がつかない」「議員定数の増加分を、他の選挙区における議員定数を人口比定数より減少させることにより埋め合わせしなければならないという関係にはない」と述べている。非常に説得力のある判事だと思う。

- ・ 陳述要旨⑦に関し、議員定数等検討委員会は設置の定めがない。採択、採決の取り方もはっきりしない。そういう委員会が多数決で決めていいのか、非公開で開催することを決められるのか疑問が湧く。このような委員会ではお手盛りの結論しか出ないし、なぜ県民に隠れてこそこそ非公開で開催するのか。

報道によると同検討委員会においては5案出されたとのことだが、結果報告においては、各野党が出した案は一切出てこない。

検討過程において7人の参考人聴取を実施しているが、どういう人選をしたのか公表資料には出てこない。7人の参考人の意見を聞いて県民の声を反映したということでは全く納得できない。

- ・ 来年の選挙までに県議会定例会は4回も予定されている。改正する時間は十分にある。知事が改正案を提案する時間もたっぷりある。執行機関においては、二元代表制の本旨に照らし、放置することなく県民の福祉と投票の利益を考えた行動をとっていかねばならないと考えている。

2 監査の対象

請求の要旨から、現行の議員定数等条例に基づき令和9年4月頃に執行が見込まれる鹿児島県議会議員選挙（以下「県議会議員選挙」という。）に係る公金の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるかを監査の対象とした。

なお、本件請求のうち、知事が議員定数等条例の改正議案を議会に提出する行為は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実」を監査の対象とする法定要件に該当しないため、監査の対象と認められない。

3 監査の対象機関

監査は、鹿児島県選挙管理委員会及び鹿児島県議会事務局議事課を対象として実施した。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

(1) 次期県議会議員選挙について

現在の県議会議員については、任期満了日が令和9年4月29日となっている。

県議会議員選挙についてはこれまで「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（以下「特例法」という。）に基づき、統一地方選挙の対象として、特例法に定められた期日に選挙が行われている。

次期統一地方選挙の実施に係る特例法は、本年11月頃に公布・施行されることが見込まれている（直近では令和4年11月18日公布・施行）。

公職選挙法第6条に「都道府県議会の議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理する」と規定されており、同法の公布・施行を受け、鹿児島県選挙管理委員会において、県議会議員選挙に係る管理計画等を定めることになる。

(2) 次期県議会議員選挙において支出される予定の公金について

令和8年度においては、県議会議員選挙の執行・啓発費用として、約185百万円が予算措置されている。その主な内容は、投票用紙等の印刷費、新聞広告費、市町村の投開票事務等執行経費などである。

令和9年度においては、同様の費用に加え、選挙公営費（立候補者の選挙運動費用の公費負担分）が予算措置される見込みとなっている。

(3) 都道府県議会の議員定数について

都道府県議会議員の定数については、地方自治法第90条第1項において、条例により定める旨が規定されている。また、各選挙区における議員の数については、公職選挙法第15条第8項において、「人口に比例して条例で定めなければならない。ただし、特別な事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と規定されている。

(4) 議員定数等条例について

① 議員定数等条例の見直しについて

鹿児島県の議員定数等条例は平成10年に成立し、その見直しについては、4年に1度実施される県議会議員選挙の約2年前から、県議会において検討がなされている。

具体的には、県議会会議規則第70条に基づき議会運営委員会に小委員会として議員定数等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、自民党、県民連合及び公明党の各会派の代表8人にオブザーバーとして共産党、無所属の議員2人を加え「議員の定数」「選挙区」「選挙区ごとの議員の数」について検討を行っている。

検討にあたっては、必要に応じ議会運営委員会による参考人招致を実施し、多様な分野の方々から意見を聞くこととしている。

検討委員会における検討結果は報告書としてとりまとめ、議会運営委員会で確認・了承された後、議長に報告される。

議会運営委員会では、報告書等を踏まえて内容を検討し、必要に応じて条例改正案を作成する。条例改正案は議案（議員提案議案）として本会議に提案され、審議・採決を経て成立しており、平成23年の選挙に向けて、平成21年に条例改正されて以降、平成26年、平成30年、令和4年に条例改正がなされている。

② 平成21年改正時の経緯等について

平成20年6月から平成21年3月にかけて計12回の検討委員会が開催されるとともに議会運営委員会においては参考人の意見聴取が実施され、検討委員会において以下のとおり意見がとりまとめられた。

- ・ 「議員の定数」は54人を3人減員し、51人とする。
- ・ 公職選挙法第15条第3項の規定による任意合区の対象となる選挙区のうち、「西之表市」は「熊毛郡区」と、「垂水市区」は「鹿屋市区」とそれぞれ合区する。
- ・ 「選挙区別の議員の数」については、「公職選挙法第15条第8項本文を適用

し、人口比例のとおりとする」という意見と、「同法第 15 条第 8 項ただし書を適用し、西之表市区・熊毛郡区（離島・過疎地）への配慮をする」という意見が出され、会派間の意見の一致を見なかった。

その後、平成 21 年 5 月から同年 9 月にかけて、「議運懇談会」において協議を継続し、同年 10 月に各会派等提案による条例改正議案 2 件（県民連合及び公明党による案並びに自民党及び無所属 2 人による案）が本会議に提出されたが、両案とも否決された。

最終的に、議会運営委員会等における議論を経て、平成 21 年 11 月、以下の内容の条例改正議案が本会議に提案され、可決・成立した。

- ・ 「議員の定数」は、本則において 54 人を 50 人に削減し、西之表市区（定数 1 人）と熊毛郡区（定数 1 人）を合区し議員定数を 1 人とするなどとした上で、附則において、定数を当分の間 51 人とし、同区の定数を 2 人とする。

③ 平成 26 年改正時の経緯等について

平成 25 年 8 月から平成 26 年 2 月にかけて、計 12 回の検討委員会が開催されるとともに議会運営委員会においては参考人の意見聴取が実施され、検討委員会において以下のとおり意見が取りまとめられた。同意見を踏まえた条例改正議案が提案され、平成 26 年 3 月に可決・成立した。

- ・ 「議員の定数」は、現行の議員定数等条例において本則 50 人、離島・過疎地への配慮を行うこととして附則により 51 人としているが、これを継続する。
- ・ 「選挙区」については、現行どおりの選挙区とする。
- ・ 「選挙区別の議員の数」については、条例本則は 50 人の人口比例とする。附則において、西之表市・熊毛郡区を 1 人増とするとともに、減員区となる日置市区を 1 人増することとし、増員区となる鹿児島市・鹿児島郡区を 1 人減とする。

④ 平成 30 年改正時の経緯等について

平成 29 年 3 月から平成 30 年 3 月にかけて計 16 回の検討委員会が開催されるとともに議会運営委員会においては参考人の意見聴取が実施され、検討委員会において以下のとおり意見が取りまとめられた。同意見を踏まえた条例改正議案が提案され、平成 30 年 3 月に可決・成立した。

- ・ 「議員の定数」は、現行の議員定数等条例において本則 50 人、離島・過疎地への配慮を行うこととして附則により 51 人としているが、これを継続する。
- ・ 「選挙区」については、現行どおりの選挙区とする。
- ・ 「選挙区別の議員の数」については、条例本則は 50 人の人口比例とする。附則において、西之表市・熊毛郡区を 1 人増とするとともに、減員区となる奄美市区を 1 人増することとし、増員区となる鹿児島市・鹿児島郡区を 1 人減とする。

⑤ 令和 4 年改正時の経緯等について

令和 3 年 5 月から令和 4 年 3 月にかけて計 15 回の検討委員会が開催されるとともに議会運営委員会においては参考人の意見聴取が実施され、検討委員会において以下のとおり意見が取りまとめられた。同意見を踏まえた条例改正議案が提案され、令和 4 年 3 月に可決・成立した。

- ・ 「議員の定数」は、現行の議員定数等条例において本則 50 人、離島・過疎地への配慮を行うこととして附則により 51 人としているが、これを継続する。
 - ・ 「選挙区」については、現行どおりの選挙区とする。
 - ・ 「選挙区別の議員の数」については、条例本則は 50 人の人口比例とする。附則において、西之表市・熊毛郡区を 1 人増とするとともに、減員区となる日置市区、奄美市区を 1 人増することとし、増員区となる鹿児島市・鹿児島郡区を 2 人減とする。
- ⑥ 令和 8 年改正に至らなかった経緯等について
- 令和 5 年 12 月から令和 8 年 3 月にかけて計 23 回の検討委員会が開催されるとともに議会運営委員会においては参考人の意見聴取が実施され、検討委員会において以下のとおり意見が取りまとめられた。
- ・ 「議員の定数」は、現行の議員定数等条例において、本則50人、附則で離島・過疎地への配慮を行うこととして51人としているが、今回もこれを継続する。
 - ・ 「選挙区」及び「選挙区別の議員の数（附則の定め方）」については、現行どおりとする。

なお、検討委員会では、令和 7 年 10 月 1 日時点の県推計人口を用いて定数配分等の検討を行っており、改めて、令和 8 年 5 月末に公表予定の令和 7 年国勢調査の速報値を議会運営委員会で確認することとしていた。令和 8 年 6 月 15 日開催の議会運営委員会において、同速報値により再算定した結果、検討委員会の協議結果に影響がないことが確認され、条例については現行どおりとする（改正しない）ことが了承されている。

2 監査委員の判断

(1) 議員定数等条例附則中の「当分の間」等に関する主張について

請求人は、西之表市・熊毛郡区の議員定数を「当分の間」「2 人」とした附則について、新たに設けた平成 21 年の条例改正から 17 年が経過し、社会通念上の「当分の間」は徒過しており違法であり、「当分の間」を 17 年間放置してきたことは怠慢であると主張している。

また、県民のほとんどは、議員定数等条例の附則で定数を 1 増やし、選挙区への配分を増減させている事実、当分の間と定めている事実を知らないとも主張している。

しかしながら、法令において「当分の間」という用語が使われているときは、その法令が改正され又は廃止されない限り半永久的に有効なものと扱われ、「当分の間」という用語は、その法令上の措置が暫定的なものであって、将来においてそれが変更または廃止されることを示したものに過ぎないとされている（長野秀幸著『法令読解の基礎知識』）。

また、「当分の間」「2 人」としている西之表市・熊毛郡区の議員定数の取扱いについては、平成 21 年に改正された条例に基づき平成 23 年 4 月に選挙が実施された以降も、議員の 4 年間の任期内に開かれている次期県議会議員選挙に向けた検討委員会において、当時の人口や社会情勢等を踏まえ検討がなされてきている。

これらのことから、西之表市・熊毛郡区の議員定数を「当分の間」「2人」とした附則について、平成21年の条例改正から17年間放置してきたとは言えず、議員定数等条例が違法な状態にあるとは言えない。

さらに、県民のほとんどは、条例附則で定数を1増やしていること等を知らないとの主張については、主張の根拠が明らかではなく、議員定数等条例の違法性の有無とは何ら関係のない内容である。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 公職選挙法第15条第8項ただし書にいう「特別の事情」及び人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数より少ない、いわゆる「逆転現象」に関する主張について

請求人は、離島・過疎地への配慮、世界自然遺産を活用した誘客促進などの個別政策課題を「特別の事情」の理由として、議員定数等条例附則により西之表市・熊毛郡区の定数を1人増員しているが、これらの「特別の事情」は他の選挙区にも当てはまる事情や個別の政策課題であり、公正と言い難いと主張している。

また、この主張に関し、令和7年1月28日千葉県議会議員選挙無効請求事件に係る最高裁判決（以下「令和7年最高裁判決」という。）において、裁判長が観光都市として重要な地域であることを議員定数を上乘せする「特別の事情」としていることは疑問であることや、ある選挙区の議員定数の増加分を他の選挙区の定数を減少させることで埋め合わせしなければならないという関係にはなっていない旨の反対意見を述べていることを付言している。

さらに、令和5年から西之表市・熊毛郡区選出議員2人が2代続けて県議会議長に就任したが、同区の定数が1人であればどちらかは議長に就任できなかったことなどから、離島という特別の事情は建前に過ぎないとの疑念を抱かせるとも主張している。

このほか、県民に対し「特別の事情」を適切に説明していると言い難いなどと主張している。

加えて、請求人は西之表市・熊毛郡区と志布志市・曾於郡区は、県内選挙区間で唯一、逆転現象が生じているが、令和7年最高裁判決では、条例改正によって較差が縮小し、逆転現象が解消されたことを理由に「適法」と判断されており、鹿児島県においては、人口調査の結果からも較差が拡大しているにも関わらず、現行の定数等条例のままであり、逆転現象も放置されているため、違法であると主張している。

しかしながら、都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分にあたり、公職選挙法第15条第8項ただし書の規定を適用して、人口比例の原則に修正を加えるかどうか及びどの程度の修正を加えるかについては、当該都道府県議会にその決定に係る裁量権が与えられていると解されている。

また、議員定数等に関する条例の定める定数配分が同項の規定に適合するかどうかについては、都道府県議会の具体的に定めるところが、裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決せられるべきものと解されている。

そして、条例の制定又はその改正により選挙人の投票の有する価値に較差が生じ、あるいはその後の人口の変動によりその較差が拡大した場合において、その較差が都道府県議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達してお

り、これを正当化すべき特段の理由が示されないとき、あるいは、その較差は上記の程度に達していないが、上記の制定時若しくは改正時において同項ただし書にいう特別の事情があるとの評価が合理性を欠いており、又はその後の選挙時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたときは、当該定数配分は、裁量権の合理的な行使とはいえないものというべきであるとされている（令和7年最高裁判決）。

現行の議員定数等条例においては、令和7年国勢調査の速報値を基に算出した選挙区間の人口の最大較差は1対2.19となっており、この程度の較差は、請求人が引用した令和7年最高裁判決に加え、他の判決（令和4年10月31日東京都議会議員選挙無効等請求事件、平成元年12月21日岡山県議会議員定数不均衡訴訟）でも議会の裁量の範囲内として容認されているところであり、令和9年4月頃に執行が見込まれる県議会議員選挙時における投票価値の不平等は、県議会において地域間の均衡を図るために通常考慮しうる諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているものとは言えない。

また、これまでの検討委員会の検討結果報告等を踏まえると、平成21年の条例改正以降西之表市・熊毛郡区の定数を2人としていることは、同選挙区が離島・過疎地であることを公職選挙法第15条第8項ただし書に基づく「特別の事情」と評価したものであると解されるが、当該評価が合理性を欠いていたとも、また現時点において当該「特別の事情」があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたとも言い難い。

また、最高裁判決において、逆転現象が生じていたことのみをもって議員定数等に関する条例が違法との判断が示された事例は見当たらない。

なお、令和7年最高裁判決における裁判長の反対意見については、最高裁判決とは異なるものであり、当該意見を基に議員定数等条例の違法性の有無を判断することは適当ではない。

さらに、令和5年から西之表市・熊毛郡区選出議員2人が2代続けて県議会議長に就任したが、同区の定数が1人であればどちらかは議長に就任できなかったことなどから、離島という「特別の事情」は建前に過ぎないとの疑念を抱かせるとの主張については、請求人の単なる憶測であり、議員定数等条例の違法性の有無には全く関係が無い。

加えて、県民に対し「特別の事情」を適切に説明していると言い難いなどとの主張に関しては、令和5年12月から令和8年3月に開催された検討委員会の結果は県議会のホームページに掲載されており、検討委員会開催に当たっては、報道機関に情報提供したうえで、検討委員会終了後は要請があれば委員長及び副委員長が取材に応じており、県民は検討委員会の検討結果等について情報を得ることが可能となっている。

以上のことから、請求人の主張にはいずれも理由がない。

(3) 定数見直しに係る検討委員会が非公開で開催されていることが違法である等の主張について

請求人は、検討委員会が非公開で開催されていることは、地方自治法115条違反ではないか、議会運営委員会の議事録も公開されていない、委員会がどのように設置されたかの定めもない、採決の取り方も非公開の理由も不明確、また、委員会の参考人選定基準も不明で、県民の声を反映したということでは、まったく納得できないと主張している。

しかしながら、地方自治法第 115 条において公開とされている議会の会議は、いわゆる本会議を指しているものであって、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議は含まれないと解されている。

また、委員会がどのように設置されたのか定めもない等の主張については、議員定数等条例の違法性との関連は認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

請求人の主張に関し補足すると、検討委員会は、県議会会議規則第 70 条に基づき、議会運営委員会内（委員数 14 人）に設置された小委員会という位置づけである。採決の取り方に関しては、令和 8 年 3 月にとりまとめられた検討結果報告書において、離島・過疎地に配慮する必要があること等について意見が一致したことや、総定数を 51 人として検討を進めること等について採決により意見がとりまとめられたこと等が明確に記載されている。検討委員会が自由闊達な議論を行うために委員の協議で議事のみ非公開としているが、前述のとおり、開催にあたっては報道機関に情報提供しており、検討委員会終了後は委員長及び副委員長がマスコミ取材に応じている。

また、参考人の意見聴取は議会運営委員会において公開により実施されており、令和 9 年県議会議員選挙に向けた検討のために実施した意見聴取においては自治体・過疎・離島、青年・学生、女性、産業・経済、学識経験者の各分野から参考人を招致している。

第 6 結論

以上のことから、本件請求のうち、現行議員定数等条例に基づく県議会議員選挙の執行に関する公金の支出は、地方自治法第 242 条第 1 項にいう違法又は不当な公金の支出に該当せず、請求人の措置請求には理由がないことから、棄却する。

知事が定数条例の改正議案を議会に提出する行為は、監査請求の対象と認められないことから、却下する。

付記

本請求に対する結論は上記のとおりであるが、議員定数等については、公職選挙法の規定をはじめ、社会経済情勢や多種多様な住民ニーズ、地域課題等を踏まえ、引き続き県民の声を十分にくみ取りながら、適時適切に検討が行われることを望むものである。